

# 月刊ぐんま食の安全情報

Vol.84

ぐんま食の安全情報は、食の安全に関する情報を食の安全情報通信員のみなさんを通じてお届けする情報紙です。原則として、毎月1回発行しています。

2012年3月9日発行  
編集発行  
群馬県食品安全局食品安全課

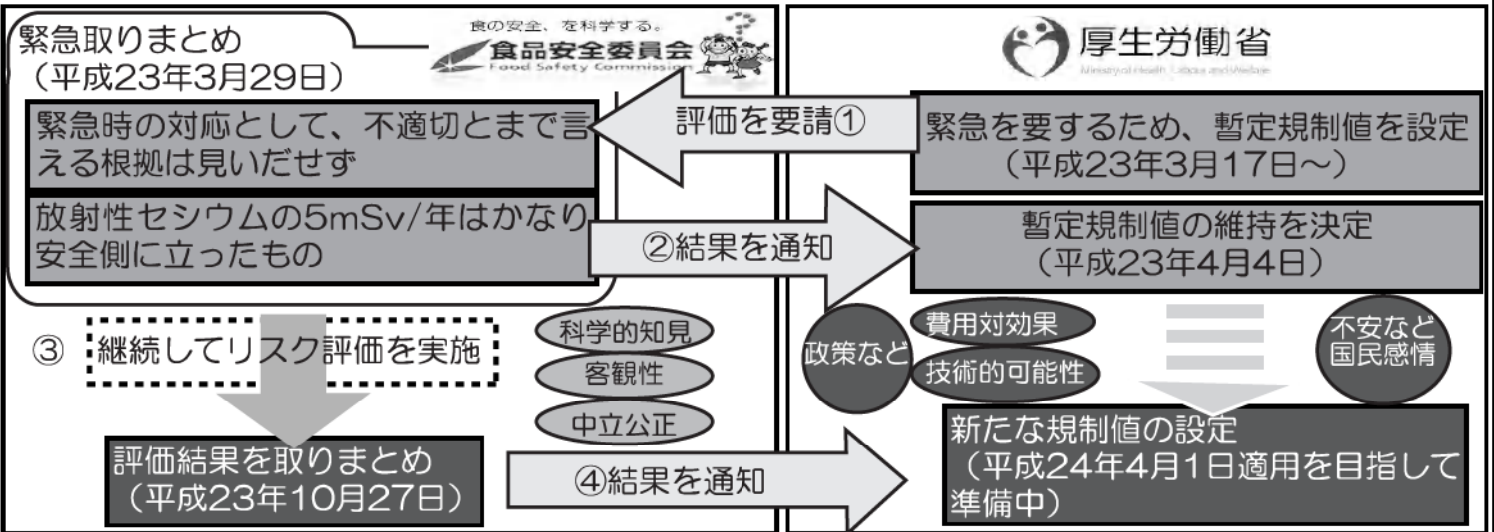
## 情報No. 84 食品中の放射性物質の新たな基準値について

平成23年3月11日の東日本大震災による、福島第一原子力発電所からの放射性物質流出事故が発生してから約1年、食品に対する影響について、様々な対策が講じられてきました。国は平成23年3月17日から設定していた食品に含まれる放射性物質の「暫定規制値」にかわる新たな基準値を設定し、この4月からの適用を目指して、各地で説明会を行いました。

今回は、この「新たな基準値」について、現時点での情報をお知らせします。

### 放射性物質に関するリスク評価とリスク管理の取組

### 食品に含まれる放射性物質の「暫定規制値」の場合



### 食品健康影響評価の結果の概要 (平成23年10月27日)

- 放射線による影響が見いだされているのは、生涯における追加の累積線量が、おおよそ100ミリシーベルト以上 (通常的一般生活で受ける放射線量 (自然放射線や医療被ばくなど) を除く)
- そのうち、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性 (甲状腺がんや白血病) がある
- 100ミリシーベルト未満の健康影響について言及することは困難と判断

「おおよそ100ミリシーベルト」とは、「安全」と「危険」の境目ではなく

これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まるのが統計的に確認されている値です。



### 食品の新たな基準値の見直しの内容 (一部品目については経過措置を適用)

○放射性セシウムの暫定規制値 (放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定)

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	500

○放射性セシウムの新基準値 (放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

今回の事故によって放出された核種の構成比から算出したもの。(セシウム以外の核種はセシウムの約12%) セシウムが基準値以内であれば、ストロンチウムやプルトニウムなどの他の核種による影響も含めて安全という基準値。

(単位：ベクレル/キログラム)

New!



「新たな基準値」が現在の「暫定規制値」より厳しくなるのはなぜですか？

現在の暫定規制値内の食品でも健康への影響はないという評価で、安全は確保されていますが、より一層食品の安全と安心を確保するという考えがあります。そのため、食品全体から受ける許容範囲を、「年間5ミリシーベルト」から「年間1ミリシーベルト」に引き下げたからです。

<年間5ミリシーベルト>

<単位：ミリシーベルト>

飲料水：1
牛乳・乳製品：1
野菜類：1
穀類：1
肉・卵・魚・その他：1

食品中の放射性物質  
放射性セシウム  
放射性ストロンチウム

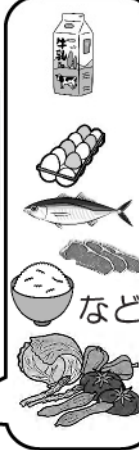
<年間1ミリシーベルト>

0.9ミリシーベルト分を飲料水を除く乳児用食品、牛乳などを含んだ食品に割り振って新基準値を設定

飲料水：0.1

一般食品：0.9

食品中の放射性物質  
放射性セシウム  
放射性ストロンチウム  
(その他の核種)  
放射性ルテニウム  
放射性プルトニウム



条件をより厳しくした上で設定したのですね。



では、基準が厳しくなると基準値を超える食品がたくさん出るのですか？



いいえ。実は、検査結果をみても、新基準値を上回る食品はそれほど多くありません。



群馬県では、農畜水林産物と流通食品をあわせて約9,000件の検査を行っていますが、条件が厳しくなる新基準値にあてはめても**98.9%が基準値を下回っています**。全国の検査結果を見ても、**95.0%が新基準値内**です。

**その他** 水道水：23年3月の検査開始時から新基準値(10Bq/kg)未滿。(県の衛生環境研究所の水道水)(最高値でも平成23年3月20日の2.4Bq/kg)

6月3日以降は検出されていません。(検出限界値は0.1~0.3Bq/kg)



「一般食品」の考え方

「新基準値」では、製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することになります。ただ、乾燥きのご類など原材料を乾燥させ、水戻しをして食べるものについては、「食べる状態」、つまり水で戻した状態で一般食品の基準値を適用します。のりなど、そのまま食べるものは、乾燥した状態での適用となります。

それではお茶は？各地で問題となりましたよね。



お茶などの、原料から抽出する食品については、原料の状態と、実際に口に入れる時の状態では大きく異なるので、そのままでは基準値の適用対象とはなりません。お茶については、製造・加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用することになります。

では、より実態に近い状態で検査をするのなら、お買い物の時に選択しやすいですね。



一生懸命  
検査して

最後に

今回の「新基準値」は、原稿作成段階での情報を掲載しました。今後の動向等により、変更などがある可能性もありますので、ご了承ください

御意見・御感想  
お問い合わせは  
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1県庁食品安全課  
TEL：027-226-2423 FAX：027-221-3292  
電子メール：shokuanze@pref.gunma.jp